



概要版

三木市人権尊重の まちづくり基本計画

一人一人の人権が尊重されるまち三木市をめざして

平成30（2018）年3月
三木市

計画の策定にあたって

「三木市人権尊重のまちづくり条例」は、「すべての人の人権が尊重され、明るく住みよいまち、三木市をつくる」ことを目的として平成13(2001)年に施行されました。

これまでの取組により、「人権」は市民の生活や社会など、あらゆる場に確かなものとして根付いてきています。しかしながら、同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などをめぐるさまざまな人権課題が今なお存在しており、インターネットによる人権侵害、いじめや虐待、就労問題など、新たな人権課題もあらわれてきています。

「21世紀は人権の世紀」といわれるように、人権に関わる取組の重要性はますます高まっています。

本市では、人権尊重のまちづくりをより積極的に推進するため、これまでの取組の成果と課題を検証するとともに、法制度や社会情勢の変化などをふまえて、新たな「三木市人権尊重のまちづくり基本計画」を策定しました。

● 計画の期間

平成30(2018)年4月から7年間



● 計画の主な視点

行政間の連携・調整による一体的な人権施策の推進

「人権教育のための世界計画」「人権教育の指導方法等の在り方」など、世界や国内の動きをもとにした若年層への人権教育の強化

平成28(2016)年度「人権尊重のまちづくりに向けた意識実態調査(以下、意識実態調査)」の結果の検証と今後の方向性の決定

実施主体である市職員・教職員への研修の強化と人権意識の向上

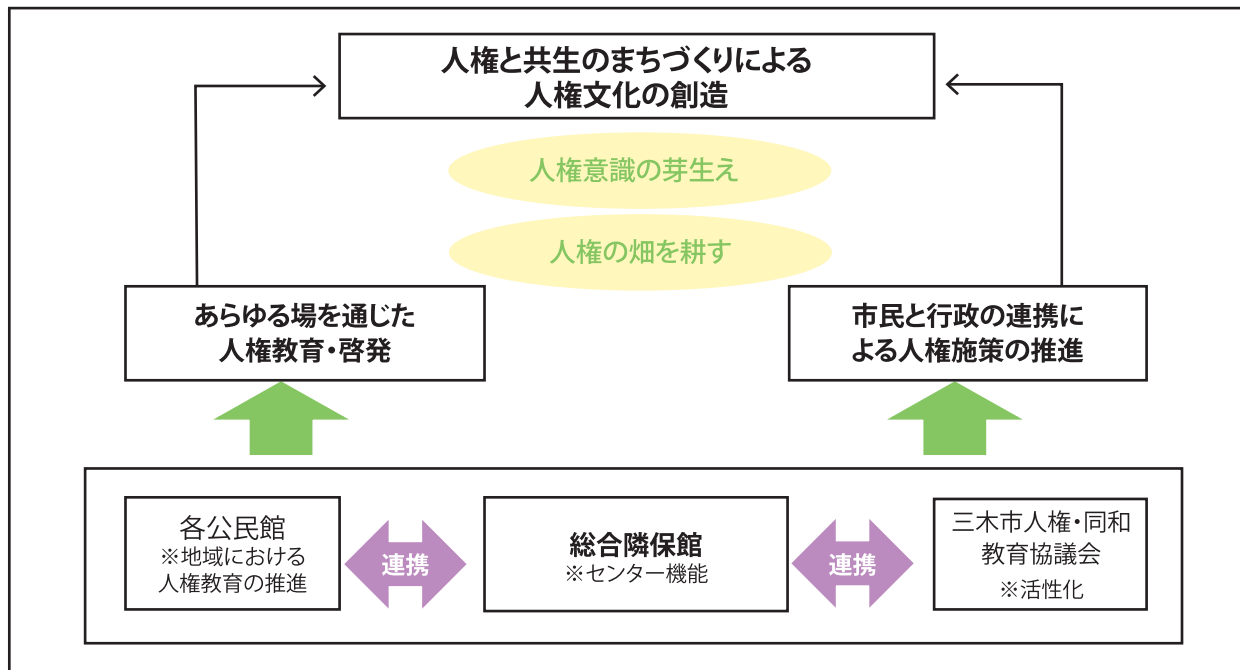
施策推進の全体的な枠組み

一人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造をー

本市では、総合隣保館を「人権施策の中核施設」、市立公民館を「地域における人権教育推進の拠点」と位置づけ、三木市人権・同和教育協議会との連携を図りながら、まちづくりの中で人権課題を解決していく仕組みづくりを進めています。

「あらゆる場を通じた人権教育・啓発」「市民と行政の連携による人権施策の推進」を通じて、「人権と共生のまちづくりによる人権文化の創造」をめざします。

● 施策推進の枠組みの概念図



● 人権尊重のまちづくりの展望

一人権の畑を耕すー



人権意識の芽は、地域や学校、職場において、同僚や仲間、友人同士の間で、さらに家族や親戚とのつきあいなど、私たちがそれぞれかけがえのない存在として相互にかかわっていけるような土壌の中で育まれていきます。

人権の畑を豊かに耕すために、市民と行政がそれぞれの役割分担を認識し、協働して人権尊重のまちづくりに取り組んでいく必要があります。

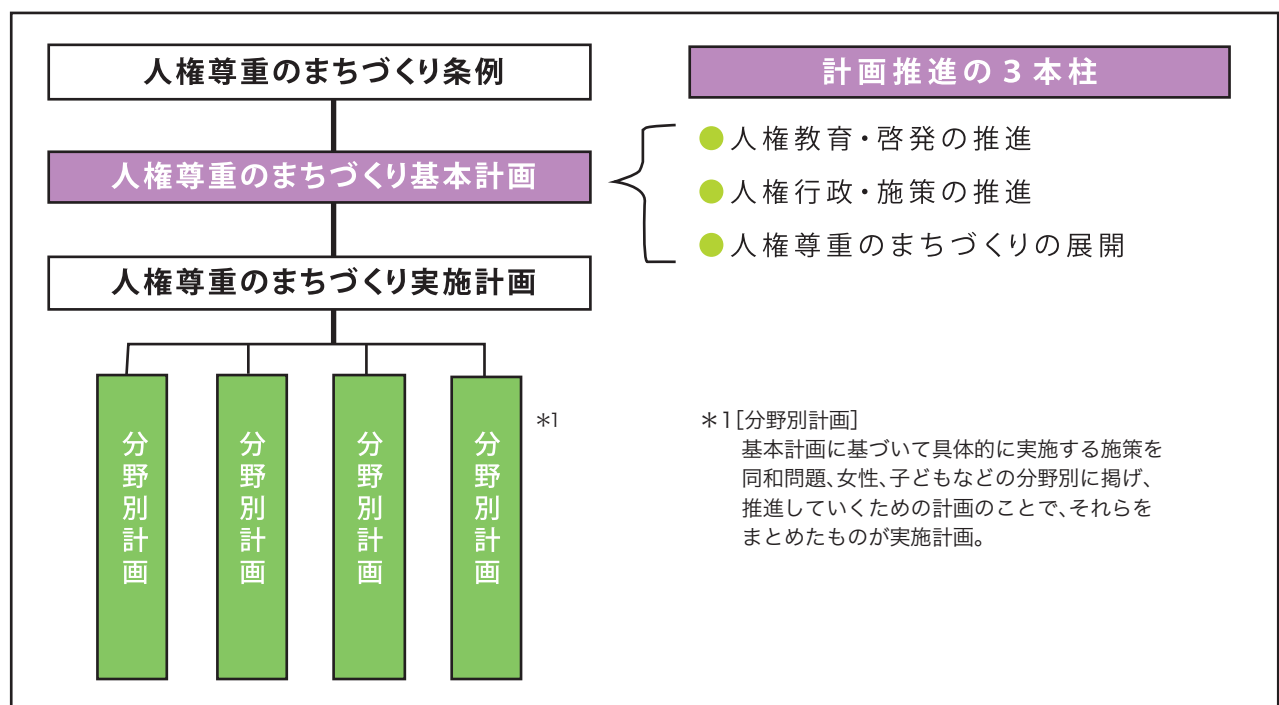
基本計画の目標・位置づけ

この「基本計画」は、意識実態調査の結果を踏まえて策定しています。また、すでに策定されている、あるいは今後策定される「分野別計画」を、本計画の下に一元的に統合し、「基本計画」とそれぞれの「分野別計画」を関連づけるとともに、「分野別計画」相互の連携、調整を図ります。

● 計画推進の方策—計画推進の3本柱

「人権教育・啓発の推進」「人権行政・施策の推進」「人権尊重のまちづくりの展開」を3本柱として、相互の密接な連携・調整の下に、一人一人の人権が尊重される明るく住みよい社会をつくることをめざしています。

● 三木市人権尊重のまちづくり基本計画の位置づけ



今後の人権施策のあり方

●担当部局の連携と効果的な計画の実施

同和問題、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人、その他にかかわる重要な課題については、「人権尊重のまちづくり実施計画」に則して、それぞれの担当部局が十分な連携をとりながら、計画的、効果的に継続して実施します。

●市民の実態とニーズの把握

「三木市同和対策審議会答申(第4次)」の提言および国の「人権教育の指導方法等の在り方について(第1次～第3次とりまとめ)」を踏まえた取組を推進します。また、意識実態調査の結果をもとに実態とニーズを把握し、政策課題を明確にするとともに、現状と課題を踏まえた取組を推進します。

●人権尊重を基盤とした業務の遂行

人権尊重を基盤とする業務の遂行を全部局、全職員に対して徹底するとともに、人権尊重の視点から業務遂行のあり方を検証し、積極的に工夫や改善を加えていける行政システムの確立を図ります。

●ネット社会に対応した施策の推進

ネット社会に対応し、人権に関する正しい知識や理解を深める教育・啓発活動を、学校教育や社会教育を通じて推進するとともに、インターネットを悪用したいじめや人権侵害について、関係機関と連携して対応します。さらに、情報モラルの定着とメディア・リテラシー*2の向上に努めます。

*2[メディア・リテラシー]
メディアを利用する技術や伝えられた内容を分析する能力のこと。

●市民が主役の人権学習

人権学習を行う上で、市民が自ら参加したくなるような、学習者を主体とした学習形態や、学んだことを行動につなげられるような教育技法の研究、開発に向けたとりくみを検討します。

さまざまな人権課題

■ 部落差別にかかわる人権

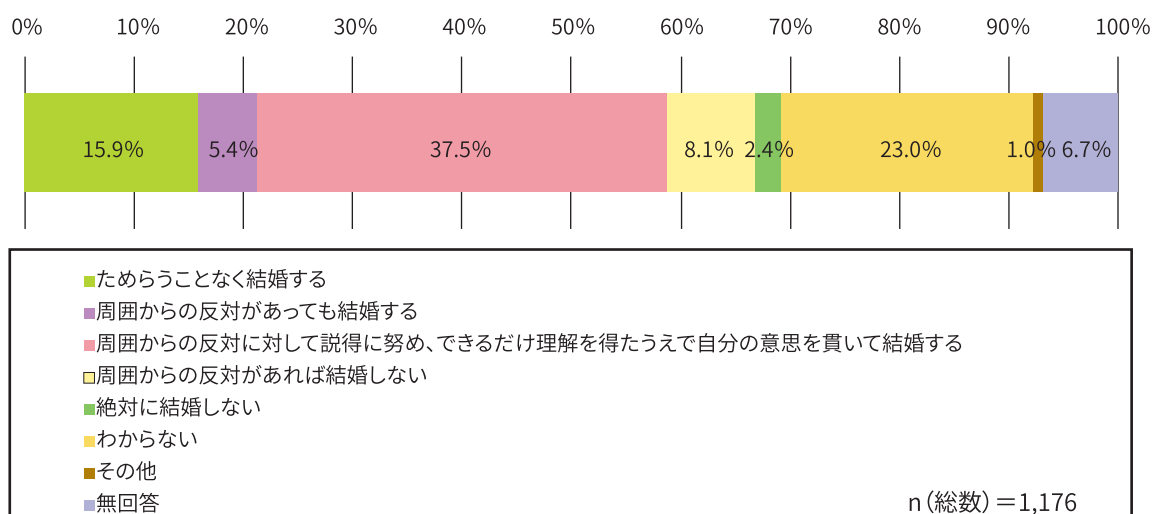
現在もなお存在する課題として

平成28(2016)年12月「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行されました。この法律は「現在もなお部落差別が存在する」との認識を示した上で、「部落差別は許されないものであり、これを解消することが重要な課題である」と規定しました。

意識実態調査でも、結婚問題やインターネット上での差別書き込み等を中心に、現在もなお部落差別が存在していることが明らかになっています(下図参照)。

本市では部落差別の解消を基軸に据え、すべての人の基本的人権を尊重していくための政策課題を明確にしていきます。また、就学前・学校・社会教育及び人権啓発の各分野における同和教育の重要性を踏まえた上で、「部落差別は許されないことである」ということをわかりやすく伝えるなど、新たに工夫・改善を加えた人権教育・啓発の取組を進めます。

■「たとえば、あなたが結婚しようとする相手を対象地域の人だとわかった場合、あなたはどのようにされますか(既婚の場合は、未婚と仮定してお答えください)」との設問に対して「結婚しない」「絶対に結婚しない」と答えた人が合わせて10.5%、また、「わからない」と答えた人は23.0%みられました。



■ 女性の人権

ジェンダー^{*3}を超えて男女が共に活躍する社会へ

男女が対等な立場に立ってそれぞれの個性と能力を十分に発揮し、協力しながら活躍できる社会を実現するため、家庭、地域、職場などで学習活動や啓発を積極的に推進します。また、あらゆる分野で個別課題の解決に向けて取り組むとともに、男女共同参画の範となるよう、市が率先して、男女が共に活躍する職場づくりを推進します。

*3[ジェンダー]

身体の特徴など生来の性別の違いではなく、社会的、文化的につくられた性差のこと。

■ 子どもの人権

生きる力が育つように、発揮できるように

子どもを健やかに育てる環境づくりのために、行政はもとより、家庭や地域、学校、企業等、関係機関との連携を強化し、子どもの貧困対策やいじめをなくすための総合的な施策を推進するとともに、子どもの虐待の予防・救済体制の整備に努める等、子どもの人権を守るためにあらゆる施策を展開します。

■ 高齢者の人権

生きがいを持ちいきいきと生きるために

高齢者福祉・介護のサービス事業者、行政、住民が連携し、地域全体で高齢者やその家族を支えることができるように、相談体制の充実、地域福祉のネットワーク構築に努めます。

また、地域で行っている「ふれあいサロン」や「認知症カフェ」など高齢者が交流できる場づくりを推進するとともに、高齢者の社会参加を促進し、多世代がふれあい、支え、助け合えるように、住民主体の地域活動を支援します。

■ 障がい者の人権

共生する社会へ

障がいのある人もない人も、その人らしさを互いに認め合い、共に暮らしていける環境づくりが必要です。そのために、さまざまな行事やメディアを通じて、障がい者への理解を深めるとともに、障がい者との共同活動や交流などを積極的に推進します。また、障がい者を「権利の主体」と捉え、障がい者の思いや考えを受け止めた施策の推進に努めます。

■ 外国人の人権

多文化共生社会を実現するために

ヘイトスピーチ等外国人への偏見や差別をなくすため、外国人の人権や多文化共生に対する日本人市民の意識を高め、共生への理解を促進します。

そのためにも、外国人市民の居住、就労、就学等に関する基礎データを収集する意識実態調査を実施し、日常生活上のニーズを的確に把握した施策を推進します。

また、「三木市国際化基本方針(仮称)」や「三木市外国人児童生徒にかかわる教育指針(仮称)」を策定し、あらゆる場への外国人市民の参加・参画を促進するとともに、外国人市民の意見や要望が市政に反映される仕組みを検討します。

■ HIV感染者、ハンセン病回復者、特定疾患の人の人権

HIV感染者、ハンセン病回復者や特定疾患の人が、周囲の人々の誤った知識や偏見等により、学校や職場、医療現場などで差別やプライバシー侵害などを受ける問題が起きています。これらの人々の人権を守るために、病気に対する正しい知識と理解が得られるよう教育・啓発を進めます。

■生活困難者の人権

産業構造の変化や、昨今の雇用環境の変化の中で、セーフティネットでは救われず、失業で収入を得られない、住宅を失う、働いても最低限度の生活を営む所得(生活保護水準)が得られないといった生活困難に直面する人が増えています。このような生活困難者への偏見をなくすとともに、雇用施策と福祉施策を連携させながら、生活困難者の自立に向けた支援を行います。

■犯罪被害者等の人権

事件による直接被害に加え、捜査・公判での精神的不安や過剰報道、インターネット上の書き込み等によるプライバシーの侵害などの二次的被害が生じています。被害者等の人権に配慮することの重要性を啓発するとともに被害者等からの相談等の支援を行います。

■LGBT^{*4}等性的少数者の人権

LGBT等性的少数者がいじめや差別を受けたり、日常生活に困難を抱えたりすることなく自分らしく生きていくことができるよう、相談体制を整えるとともに合理的配慮に努めます。また、学校、地域、企業等でLGBT等性的少数者の人権について教育・啓発を推進します。

^{*4}[LGBT]

レズビアン(女性同性愛者)、ゲイ(男性同性愛者)、バイセクシュアル(両性愛者)、トランスジェンダー(生まれた時の性別と、自分が認識している性別が異なる人)の頭文字を組み合わせた表現。

■被災された人たちの人権

東日本大震災等で被災された人たちが、風評によるいじめや差別を受けることのないよう、相談等による支援を行うとともに誰もが共に暮らせるやさしいまちづくりに向けた取組を推進します。

■その他の人権課題

この他、アイヌの人々への偏見や差別をはじめ、刑を終えて出所した人たち、ハラスメント、若年性認知症などさまざまな人権にかかる課題が多くあります。これらの解決に向けて、教育・啓発に努めます。



三木市の花：さつき

三木市人権尊重のまちづくり基本計画【概要版】

発行日：平成30(2018)年3月

発行：三木市市民ふれあい部人権推進課

〒673-0501三木市志染町吉田823

電話(0794)82-8388/FAX(0794)82-8658